(趣旨)

- 第1条 この要綱は、成田市観光キャラクター「うなりくん」(以下「本件キャラクター」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。 (用語の意義)
- 第2条 この要綱において本件キャラクターとは、本市が著作権法(昭和45年法律第48号)第61条第1項の規定により、著作者より著作権を譲り受けた別記1に掲げるデザイン、商標法(昭和34年法律第127号)の規定による商標登録第5324201号及び登録第5403205号並びに別記2に掲げるロゴとする。

(使用の申請)

第3条 本件キャラクターを使用しようとする者(以下「申請者」という。) は,成田市観光キャラクター「うなりくん」使用許可申請書(別記第1号様式)に必要な書類を添えて,市長に申請しなければならない。ただし,市長が特に必要と認めるときは,この限りでない。

(使用の制限)

- 第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、本件キャラクターの 使用を許可しないものとする。
 - (1) 本市の信用又は品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
 - (2) 本件キャラクターのイメージを損なうおそれがあるとき。
 - (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
 - (4) 立体物で、その表現が本件キャラクターの立体物と認められないとき。
 - (5) 特定の個人, 政党, 宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え, 又は与えるおそれがあるとき。
 - (6) 別に定める成田市観光キャラクター「うなりくん」デザインガイドマニュアル(以下「デザインマニュアル」という。)に従って使用しない,又は使用しないおそれがあるとき。
 - (7) 本市が行う事業又は支援等を行う事業を推進するうえで、支障が生ずるおそれがあるとき。
 - (8) 本件キャラクターに関して、係争中又は解決が図られていないとき。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、本件キャラクターの使用が不適当であるとき。
- 2 申請者が営利を目的として本件キャラクターを使用するときは、前項各号のいずれにも該当せず、かつ、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める基準に該当しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 申請者が法人又は団体の場合 申請日を基準に過去3年間にわたり本市 に事業所等の拠点を置き、継続して市内で営業等の活動が続けられており、 市税の滞納がないこと。
- (2) 申請者が個人の場合 申請日を基準に過去3年間にわたり本市の住民基本台帳に記録され、又は外国人登録原票に登録されており、市税の滞納がないこと。

(使用の許可)

- 第5条 市長は、第3条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用を許可するときは成田市観光キャラクター「うなりくん」使用許可通知書(別記第2号様式)により、却下するときは成田市観光キャラクター「うなりくん」使用却下通知書(別記第3号様式)により申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の許可をする場合は、条件を付することができる。 (使用の期間)
- 第6条 本件キャラクターの使用許可の期間は、使用を許可した日から当該使 用を許可した日の属する年度の末日までを限度とする。
- 2 前項の期間の満了後において、引き続き本件キャラクターを使用しようとするときは、当該期間の満了日までに第3条の規定による申請を行い、前条 第1項の規定による使用の許可を受けなければならない。

(変更申請等)

- 第7条 第5条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用 の許可を受けた事項を変更しようとするときは、成田市観光キャラクター 「うなりくん」使用変更申請書(別記第4号様式)に変更に係る書類を添え て、市長に申請しなければならない。
- 2 市長は前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用の変更を許可するときは成田市観光キャラクター「うなりくん」使用変更許可通知書(別記第5号様式)により、却下するときは成田市観光キャラクター「うなりくん」使用変更却下通知書(別記第6号様式)により通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

- 第8条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 使用の許可を得た用途にのみ使用し、市長が付した条件に従うこと。
 - (2) 使用の許可によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (3) 本件キャラクターを使用し、商標法による商標登録、意匠法(昭和34年法律125号)による意匠登録等を行うことにより、自己の権利を新たに設定若しくは登録し、又は著作権に関する自己の権利を主張しないこと。

- (4) デザインマニュアルに基づき正しく使用すること。
- (5) 本件キャラクターの使用にあたっては、デザイン及びロゴを合わせて使用することを基本とし、成田市が著作権を有していることを表す「②成田市2009」の表記(以下「著作権表記」という。)及び使用許可通知書に記載の使用許可番号(以下「許可番号」という。)を付すこと(別記3使用例1参照)。(表示スペース等の関係によりデザインのみを使用する場合は、「成田市観光キャラクター「うなりくん」」の表記、著作権表記及び許可番号を付すこと。(別記3使用例2、3参照))ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- (6) 本件キャラクターを使用して作成した最終成果物を市長に提出すること。 ただし、提出が困難と認められるものについては、最終成果物の確認がで きるものをもって代えることができる。
- (7) 市長から要請があった場合は、本件キャラクターの使用実態を報告すること。
- (8) 事故,知的財産権の侵害等,本件キャラクターの使用に起因する問題が発生しないよう,事前調査を含め使用者の責任をもって万全の配慮を行うこと。
- (9) 食品衛生法(昭和22年法律第233号),不当景品類及び不当表示防止法(昭和37法律第134号)その他各種法令を遵守すること。 (使用の許可の取消し)
- 第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使 用の許可を取り消すことができる。
 - (1) この要綱に違反したとき又は違反することが判明したとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により、使用の許可を受けたとき。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、不適当と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、使用者に成田市観光キャラクター「うなりくん」使用許可取消通知書(別記第7号様式)により通知するものとする。
- 3 第1項の規定により使用の許可を取り消された者(以下「許可取消者」という。)は、前項の通知があった日以降、当該使用の許可を受けて作成した 最終成果物の使用、配布、掲示、販売等をしてはならない。
- 4 許可取消者は、市長から最終成果物の回収の指示があったときは、当該許可取消者の負担でこれを行わなければならない。
- 5 第1項の規定による取消しにより生じた損失等について、市長は一切の責任を負わない。

(使用料)

第10条 本件キャラクターの使用料は、当分の間、無料とする。

(使用に起因する問題)

第11条 使用者は、本件キャラクターの使用に起因する問題が生じたときは、 使用者の責任をもって速やかに対処するものとし、市長は損害賠償、損失補 償等の一切の責任を負わない。

(損害賠償)

第12条 使用者は、本件キャラクターの使用に起因する問題により本市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年12月12日から施行する。



別記 2 (第 2 条関係) ◎ロゴ



別記3使用例1(第8条関係)

別記3使用例2(第8条関係)





別記3使用例3(第8条関係)

